

第4号議案

令和6年度事業計画決定の件

令和6年度事業計画を策定したので、その承認を求める。

基本方針

私達が生きる今日の社会は、混とんとしている。世界に目をむければ複数の地域で国境を越えた紛争が続き、日本においては、能登半島を中心に大きな震災が発生し、未だ被災者の方々が避難生活を強いられている。株価が過去最高値を記録する一方で、生活保護の申請数はこの10年で最多となった。そして、特殊詐欺事件は後を絶たず、地方から都心への人口流入に歯止めが効かず、合計特殊出生率は過去最低を記録した。今の自分自身ではコントロールできない現在を生きている、という感覚を皆が多少なりとも感じているのではないだろうか。

そのような中、東日本大震災からの復興の公共事業に端を発し、所有者不明土地問題の解消に向けた相続登記の申請義務化がスタートした。また、適正かつ迅速な裁判の効率的・効率的な実現を図るため、利用者目線で裁判にかかる手続き等のIT化の推進が進められ、改正された民事訴訟法が順次施行されている。さらに、司法書士に犯罪収益移転防止法によるあらたな義務が課されることとなった。

相続登記の義務化、裁判のIT化、改正犯収法の施行は、現在の社会問題を快刀乱麻を断つが如く直接解決に導くものには見えない。しかし、日本の国土の最も基本となる登記記録を適正に管理してゆくこと、IT技術を活用し当事者が自らの権利を守るための活動を効率的・効果的に行うこと、犯罪収益やテロ資金の洗浄を断つために確認をし記録を残すこと、これらは、現在そして未来の日本の国土と市民の権利を護り、平和を創造し、自由で公正な社会を実現するための重要な社会基盤整備であり、いまの我々から将来の市民へ渡すことのできるレガシーとなるものである。

今年度、我々は、新たなスタートを迎えた各制度を含む司法書士の業務を通じ、対面で、そしてIT技術や様々な手段を用いて、未来の社会をつくる第一歩目をふみだした。現在及び未来を生きる市民と司法書士がつながり、司法書士の使命を果たすため、各事業部の事業計画を次のとおり掲げる。

総務部事業計画

会員の執務及び品位の保持のための指導並びにそれらの連絡に関する事項はもとより、本年４月１日に施行された改正犯罪収益移転防止法の速やかな対応、事務局業務の更なる効率化及び安定した事務局体制の構築を行うことにより、会員の安定的な執務に寄与することを目的として次の事業を行う。

１．制度、組織に関する事業

- （１）法改正への対応
- （２）会則規則等の整備・改善
- （３）会務及び会員執務に関するデジタル技術等の利用による事務作業の効率化
- （４）各事業部、各委員会、各支部、連合会、ブロック会、関連諸団体との連携

２．執務、倫理に関する事業

- （１）会員の執務の指導、連絡及び内部広報
- （２）会員の倫理向上のための指導及び連絡
- （３）業務責任賠償保険に関する事項

３．リスクマネジメント

４．職域の確保に関する事業

- （１）非司法書士行為の監視、情報の収集、対応
- （２）司法書士法施行規則４１条の２に定める司法書士法違反に関する調査受嘱
- （３）司法書士過疎地域での開業支援活動

５．国、地方公共団体、他士業団体、その他関係団体との連絡調整

企画部事業計画

第1 研修委員会

研修委員会では、相続登記の申請義務化をはじめとする各種法改正に対応した研修等、会員の日々の円滑な業務に寄与し、以て市民の権利擁護に資することを目的とした研修事業に取り組むべく、次の事業を遂行する。

1. 会員研修会の実施

(1) 業務研修

(2) 倫理研修

- ・犯罪収益移転防止法の改正

2. 年次制研修の実施

対象者 令和6年4月1日において、以下の登録期間に達する会員

- ① 満3年（令和2年4月1日～令和3年3月31日登録）
- ② 満8年（平成27年4月1日～平成28年3月31日登録）及び以後5年を加えた年

3. 新入会員向け研修会の実施

4. 研修情報の提供

5. 同時配信研修の実施

6. 関連諸団体との連携

7. 所定単位取得達成に向けた施策及び制度の検討

- ・研修の配信環境の整備

第2 広報委員会

本年4月1日より施行された「相続登記義務化」について、今年度も多くの市民に知っていただけるよう広報活動を行う。また、従来の広報事業に加えSNSなどを活用し、司法書士の存在価値を広く社会に知ってもらうべく、一層広報活動に力を入れる。

1. 市民広報事業

- (1) マスコミ等広報媒体を活用した広報事業
- (2) 公式キャラクターの作製及び活用
- (3) ホームページ及びSNSを活用した広報
- (4) 他の相談機関との連携
- (5) 会員拡大に向けた広報事業
- (6) 市町村広報の依頼
- (7) セミナー等の開催

2. 会員への情報提供

- (1) 会報の発行
- (2) 各種情報のホームページでの提供

3. 法教育の推進、各種講師派遣

- (1) 教育機関向け法律講座
- (2) 市民向け法律講座

社会事業部事業計画

第1 社会事業委員会

社会を取り巻く環境の変化が一層強まるなか、我々の基幹業務である相続登記の義務化が開始され、市民の関心が高まっている。これまでも市民に身近な法律家として相談会をはじめとした様々な事業を展開してきたが、市民の適切な手続の選択に寄与しよりよい社会をつないでいくため、地方公共団体や法務局との連携により、各種相談会の開催や法的サービスの拡充に取り組んでいく。

1. 相談事業

(1) 相続相談会の開催

- ・ 県内市町村と連携した「司法書士相続相談」
- ・ 相続無料相談会

(2) 相続登記センターの運営

- ・ 地方公共団体との勉強会の開催

(3) 司法書士総合相談センター（常設相談所、個別相談）の運営

(4) 国、地方公共団体、隣接職能団体等が行う相談会への相談員派遣、推薦

2. 司法書士が提供する法的サービスの拡充

(1) 社会的な課題への対応

(2) 裁判所の委嘱による清算人・管理人等候補者の推薦

(3) 災害による被災者に対する支援

- ・ 能登半島地震について日司連と連携した相談対応

(4) 少額簡裁訴訟代理等関係業務推進助成事業

(5) 法テラスとの連携

- ・ 民事法律扶助の推進
- ・ 副所長、民事法律扶助審査委員、相談員の派遣

第2 調停センター運営委員会

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の施行を契機に全国の司法書士会で立ち上げた調停センターであるが、昨今、多くのセンターで取扱い件数や人員確保の面において課題を抱えている。その現状を変えるべく、他の委員会とも連携をとりながら課題解決に向けて取り組む。

1. 調停センター・ハーモニーの運営
2. 調停センター活性化のための施策検討
 - ・オンライン調停の導入
 - ・弁護士関与型調停導入
 - ・リーフレットの改定
3. 研修会の開催等による調停手続に関する人材育成